

学校教育環境に関する基礎調査業務評価基準・審査要領

1 目的

本要領は、学校教育環境に関する基礎調査業務に係る公募型プロポーザルの審査を、公平かつ適正に実施するため、評価項目、配点、採点方法その他必要な事項を定めるものである。

2 審査体制

- ・ 審査は、町が設置する審査委員会において実施する。
- ・ 審査委員は、提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、各評価項目を採点する。
- ・ 審査は非公開とし、審査過程及び各委員の採点内容は公表しない。

3 評価項目及び配点

No.	評価項目	配点	評価の視点
1	業務理解・基本方針	15	業務目的、2か年の位置付け、特定方針を前提としない中立的な資料作成支援の理解があるか。
2	学校教育環境のあり方を検討するための進め方	25	児童生徒数、将来推計、学校施設、通学条件、地域の状況、学校・地域の特色等を踏まえ、学校教育環境のあり方を検討するための手順、論点整理、複数ケースの整理方法、比較資料化の方法が具体的かつ実務的であるか。
3	基礎資料・基礎数値整理の方法	10	発注者提供数値・既存資料を活用し、確認、補正、再集計、図表化、差替え、比較資料化する方法が具体的か。
4	協議会資料作成支援・住民意向把握支援	15	会議資料、録音データ、メモ等を踏まえた論点整理、資料修正、アンケート支援の方法が実務的か。
5	類似業務実績	15	学校教育環境、学校規模・配置、学校施設、公共施設再編、住民意向把握、協議会運営支援、答申又は方針策定支援等に関する類似業務実績を有し、本業務に活用できる知見が認められるか。
6	実施体制・配置予定者の経験	15	管理責任者及び担当者に、類似業務への従事経験、教育行政・学校施設・住民意向把握・協議会資料作成等に関する知見があり、2か年業務を安定して実施できる体制となっているか。
7	参考見積価格の妥当性	5	提案内容と見積額・内訳の整合性、年度別配分、作業項目別内訳の妥当性があるか。

4 採点方法

評価	評価水準	点数
A	特に優れている	配点×1.0
B	優れている	配点×0.8
C	標準的である	配点×0.6
D	やや不足している	配点×0.4
E	不足している	配点×0.2
F	評価できない	0

価格点については、提案上限額を超過した場合は失格とする。配点は「価格点＝5点×最低見積額÷当該見積額」により算出し、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで求める。

5 順位の決定

- ・各審査委員の採点を合計し、総合点の最も高い者を第1位とする。
- ・総合点と同点の場合は、技術評価点が高い者を上位とする。なお同点の場合は、審査委員会の協議により決定する。
- ・総合点が満点の6割に満たない場合、審査委員会は当該参加者を優先交渉権者として選定しないことができる。
- ・参加者が1者の場合であっても、審査委員会が評価基準に照らして適格と認めるときは、優先交渉権者として選定できる。

6 審査結果の取扱い

- ・審査結果は、参加者に通知する。
- ・公表する場合の内容は、優先交渉権者名、参加者数、点数、順位等とし、優先交渉権者以外の事業者名は原則として公表しない。
- ・審査結果に対する異議申立ては受け付けない。